

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、
不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年8月13日

名古屋法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和5年第88号
対象土地	東海市荒尾町恵毛9番 東海市荒尾町恵毛1番6